

議案第 3 6 号

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 2 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年度日出町
条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、その職種ごとに」を削る。

第 7 条中「職種」を「基準となる職務」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 等級別基準職務表（第 6 条関係）

職務の級	基準となる職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務で規則で定めるもの
1 級	前記以外の職務

別表第 2 常時勤務会計年度任用職員最高号給表（第 7 条関係）

基準となる職務	最高号給
1 相当の知識又は経験を必要とする職務で規則で定めるもの	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級58号給
2 前記以外の職務	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

会計年度任用職員の給料について、基準となる職務を見直すため、条例を改正したので提出する。